

議案第56号

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、国民健康保険法等の一部改正に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額に関する措置について必要な事項を定める等の必要があるによる。

福岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

福岡市国民健康保険条例（昭和34年福岡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の3中「第18条の2」の次に「及び第18条の4」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第14条の5の2中「第18条の2」の次に「及び第18条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

第18条の2の見出しを「（低所得者に係る保険料の減額）」に改め、同条第1項中「の合計額」を削り、同項第1号中「納付義務者」を「納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」に改め、同号ア中「に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額」を削り、同項第2号中「のもの」を「のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」に改め、同号ア中「に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされ

るものの数を乗じて得た額」を削り、同項第3号中「のもの」を「のもの アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」に改め、同号ア中「に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額」を削り、同条第2項中「前項各号のア」を「前項各号ア」に、「規定する」を「掲げる」に改め、同条第4項中「第1項各号のア」を「第1項各号ア」に、「規定する」を「掲げる」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第6項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条第1項」を「第11条第1項」に改める。

第18条の3の次に次の1条を加える。

(未就学児に係る被保険者均等割額の減額)

第18条の4 当該年度において、保険料の納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) 第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4の規定により算定した被保険者均等割額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、当該年度において、第18条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした保険料の納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。

(1) アに掲げる額からイに掲げる額を減額して得た額

ア 第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4の規定により算定した被保険者均等割額

イ アに掲げる額に第18条の2第1項各号に該当する納付義務者に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額

3 第1項第2号並びに前項第1号イ及び第2号に掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

4 市長は、第1項第2号及び第2項第2号に掲げる額を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

5 前各項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項第1号及び第2項第1号ア中「第14条第1項第2号及び第2項又は第14条の4」とあるのは「第14条の5の5第1項第2号及び同条第2項において準用する第14条第2項又は第14条の5の8」と、同号イ中「第18条の2第1項各号」とあるのは「第18条の2第5項において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

第20条第1項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第24条第4項中「前各項」を「前3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第17条第4項、第18条の2、第20条第1項第4号及び第24条第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の福岡市国民健康保険条例第10条の3、第14条の5の2及び第18条の4の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。